

事 務 連 絡
令和3年(2021年)8月26日

県立学校長 様

教育委員会事務局 高校教育課長
教育委員会事務局 特別支援教育課長
教育委員会事務局 保健体育課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る県立学校の部活動について

このことについて、令和3年8月26日付け、「緊急事態宣言発令期間中の対応について(通知)」に基づき、県立学校の部活動については、9月12日まで休止します。ただし、全国・近畿大会および同予選や高体連・高文連等主催の公式試合・コンクールへ参加する際には、下記の活動について、感染防止対策を徹底したうえで実施を可とします。

なお、下段には、緊急事態宣言下での部活動の実施について、特に留意すべき事項であることを申し添えます。感染力の強い変異株が拡大している中、より一層緊張感をもって適切な御指導をお願いします。

記

- 1 上記大会初日の4週間前からの活動。
- 2 上記大会に参加する生徒の校内での2時間以内の活動。

緊急事態宣言下での部活動の実施について

- (ア) 「学生・生徒同士が組み合うことが主体となる活動」「身体接触を伴う活動」「大きな発声や激しい呼気を伴う活動」等、感染リスクの高い活動は行わない。
- (イ) 活動前、休憩時や活動後などに手洗い(洗顔含む)を行うこと。
- (ロ) 更衣室や部室等の利用については、校内外を問わず、密集することがないように、時間や場所に配慮するとともに、会話を控えることや換気の徹底など、十分な感染症対策を講じること。
- (エ) 部活動終了後に、車座になって飲み物を飲みながら会話したり、食事を行ったりした際に感染が広がることを防ぐため、部活動前後での集団での飲食は控えるとともに人との接触を避ける観点から、部活動終了後はすみやかな帰宅を促す。
- (オ) 同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられるときも参加しないよう指導すること。

高校教育課	教育力向上係	岸村
特別支援教育課	教育指導係	嘉瀬
保健体育課	学校体育係	南・東谷